

# 入札説明書

令和7年札幌市告示第3546号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和7年(2025年)8月22日

## 2 契約担当部局

〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6 札幌市博物館活動センター

札幌市市民文化局文化部文化振興課博物館担当係

TEL:011-374-5002 E-mail:museum@city.sapporo.jp

## 3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 博物館活動センター機械警備業務

(2) 調達案件の仕様書等 仕様書による

(3) 履行期間 令和7年10月1日午後5時15分から令和12年10月1日午前8時45分まで(5年間)

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する場合がある。

(4) 履行場所 札幌市博物館活動センター(札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6)

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

## 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなれている者(手続き開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。(詳細については別記1参照)

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号に規定する親会社等をいう。)(イ)において同じ。)の関係にある場合。

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同氏の関係にある場合

## イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等という。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」に登録されている者であること。

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有すること。

(8) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(9) 告示日を起点とした過去5年間に、機械警備業務を元請として、官公庁との契約に基づき、直接履行した実績を有すること。

## 5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。なお、入札説明書は札幌市公式ホームページ（URL は以下を参照）からダウンロードできる。ただし、現行警備機器配置図については警備上の理由から原則上記1で交付する。

[https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/smac\\_keibi.html](https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/smac_keibi.html)

(2) 入札書の提出期限

令和7年(2025年)9月2日(火)午後4時00分(必着)

(3) 入札書の提出方法

- ア 入札書(様式1)は1通のみ作成し、持参又は送付(電送は不可)により提出すること。また、入札書の日付は作成日とすること。
- イ 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、表面に入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号。ウにおいて以下同じ。)、開札日時及び調達件名、入札書在中の旨を記載し、上記2宛てに提出すること。
- ウ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒は上記イのとおり記載すること。外封には入札者の氏名及び「博物館活動センター機械警備業務 入札書在中」と記載し、上記2宛てに提出すること。
- エ 入札書の作成権限を委任する場合は、委任状(様式2)を作成し提出すること。
- オ 委任状は入札書と同封しないこと。また、委任状の日付は入札書の日付より前の日又は同日とすること。
- カ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年(2025年)9月3日(水)午前9時30分

札幌市市民文化局文化部会議室(札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階)

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- ア 提出方法  
入札説明書等に対する質問票(様式4)を持参、送付すること。
- イ 提出先及び提出期限  
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年8月28日(木)午後4時まで提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質問については回答しない。
- ウ 回答書の閲覧  
令和7年8月29日(金)以降、上記2の契約担当部局で閲覧に供するとともに、上記5(1)の札幌市公式ホームページ内に掲載する。

(6) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札
- イ 上記4(2)の入札書提出期限日以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札の延期等

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができな

い状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

#### (8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

#### (9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、再生制限価格を下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とし、再度入札の方法及び期日については、再度入札が行われることとなった場合に、別途入札者に通知する。

## 6 その他

### (1) 入札保証金 免除

### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

### (3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

### (4) 落札者の決定方法等

#### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつ

て入札（有効な入札に限る。）したものを落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

#### イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（別記2参照）を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のとした入札とみなし無効とする。

#### エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

#### オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(9)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

### (5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類（別記2参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

### (6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

### (7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（様式 3）を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。  
ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙 契約書（案）のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を守る条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。